

## 平成 30 年度山形県業務改善奨励金支給要綱

### (趣旨)

第 1 条 県内労働者の総合的な所得向上を図るため、使用する労働者の下限の賃金額（以下「事業場内最低賃金」という。）を引き上げた中小企業事業者及び小規模事業主が、厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）（以下、「助成金」という。）を受給した場合に、この要綱の定めるところにより、県が山形県業務改善奨励金（以下、「奨励金」という。）を予算の範囲内で支給する。

### (定義)

第 2 条 この要綱において「中小企業事業者」とは次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。ただし、「小規模事業主」に該当する事業者を除く。

- 一 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が 300 人以下の事業者であって、次号から第 4 号までに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が 100 人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が 100 人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が 50 人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

第 2 条の 2 この要綱において「小規模事業者」とは、業種区分が「製造業その他」で企業全体の常時雇用する労働者数が 20 人以下又は業種区分が「商業・サービス業」で常時雇用する労働者数が 5 人以下である事業者をいう。

### (支給対象事業者)

第 3 条 奨励金の支給対象とする事業者（以下、「支給対象事業者」という。）は、次の各号を全て満たす事業者とする。

- 一 山形労働局管内に事業所があること
- 二 事業場内最低賃金が、時間当たり 800 円未満であること
- 三 平成 30 年 4 月 1 日以降に、雇入れ後 6 月を経過した支給対象労働者における当該事業場で最も低い時間当たりの賃金額を 30 円以上引き上げ、就業規則その他これに準ずるものにより、当該引き上げ後の賃金額を事業場内最低賃金とすることを定め、山形労働局長より助成金の交付額確定の通知を受けていること

### (支給対象労働者)

第 4 条 奨励金の支給対象とする労働者（以下、「支給対象労働者」という。）は、次の各号を全て満たす者とする

- 一 賃金額を引き上げた日において、山形県内の事業場で勤務する労働者であること
- 二 賃金額を引き上げた日において、山形県内に住所があること

(支給金額)

第5条 奨励金の額は、下表の申請コース及び事業者の区分ごとに定める額とする。ただし、助成金における対象経費支出額から助成金額を減じた額に2分の1を乗じた額が下表に定める額より低い場合は、助成金における対象経費支出額から助成金額を減じた額に2分の1を乗じた額を上限額とする。なお、当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

申請コース区分	支給額	
	中小企業事業者	小規模事業者
① 1～3人コース	250千円	333千円
② 4～6人コース	350千円	466千円
③ 7人以上コース	500千円	666千円

(助成金交付決定報告)

第6条 奨励金の支給を受けようとする事業者（以下、「申請事業者」という。）は、助成金の交付決定を受けてから概ね1か月以内に、助成金交付決定報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて県へ提出するものとする。

- 一 助成金交付決定通知書の写し
- 二 助成金交付申請書の写し

(支給の申請)

第7条 申請事業者は山形労働局長に助成金の実績報告書を提出し、山形労働局長が交付額を確定した日から1か月以内に、知事に山形県業務改善奨励金支給申請書（様式第2号）（以下、「支給申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- 一 助成金交付額確定通知書の写し
- 二 助成金実績報告書の写し
- 三 誓約書（様式第3号）
- 四 その他知事が必要とする書類

(支給の決定等)

第8条 知事は、前条の規定により支給申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、支給決定又は不支給決定を行う。

2 知事は、奨励金の支給を決定した日から30日以内に、奨励金を支給するものとする。

(支給決定の取消し等に係る報告)

第9条 奨励金の支給を受けた事業者は、助成金の交付決定取消しや返還命令があった場合は、速やかに知事に報告するものとする。

(支給決定の取消し)

第 10 条 知事は、奨励金の支給を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 助成金の交付決定取消しや返還命令があったとき。
- 二 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたとき。
- 三 第 2 条から第 4 条までの要件を満たさないことが判明したとき。

(奨励金の返還)

第 11 条 知事は、前条の規定により奨励金の支給決定を取り消した場合において、既に奨励金支給決定事業者に奨励金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じる。

(奨励金の経理等)

第 12 条 奨励金の支給を受けた事業者は、奨励金にかかる収支に関する帳簿及び関係書類を奨励金の支給を受けた日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(調査)

第 13 条 知事は、奨励金の支給を受けた事業者に対して、支給対象労働者の雇用状況等の内容を確認するために、調査を実施することができる。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。